都道府県知事 指定都市の長 殿 中核市の長

登録申請者住所又は主たる事務所の所在地

登録事業者の商号、名称又は氏名

印

サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録事項等の変更届出書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第9条第1項の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録事項等の変更を届け出ます。

登録年月日			
登録番号			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
2. サービス付き高齢 者向け住宅事業を行う 者	【誓約事項】(誓約書に おいて誓約)	【誓約事項】別紙のとお り誓約します。	一 令和元年様式別紙 2.誓約事項についてを
			■ 添付して下さい。 ■ 添付して下さい。
6. サービス付き高齢 者向け住宅において提 供される高齢者生活支 援サービス及び入居者		【誓約事項】別紙のとお り誓約します。	
から受領する金銭		\	→ 令和元年様式別紙 6 誓約事項についてを▼ 添付して下さい。

備考

- 1. 登録事業者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
- 2. 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

2. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者

	登録申請者は、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。
	□ 登録を受けようとする者(法人である場合においては当該法人、その役員及び使用人(サービス付き高齢者向け住宅事業に関し事務所の代表者である使用人をいう。以下同じ。)、個人である場合においてはその者及び使用人)が、次に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約します。
	 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 二 禁錮以上の刑に処せられ、又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。 以下「法」という。)の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して1年を経過しない者
	三 法第26条第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者
	四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
誓約事項	五 精神の機能の障害によりサービス付き高齢者向け住宅事業を適正に行うに当たって必要な認知、 判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
	六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。以下同じ。)が一から五までのいずれかに該当するもの
	七 法人であって、その役員又は使用人のうちに一から五までのいずれかに該当する者があるもの 八 個人であって、使用人のうちに一から五までのいずれかに該当する者があるもの 九 暴力団員等がその事業活動を支配する者
	※登録を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該者の法定代理人は、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。
	□ 法定代理人が、上記一から五までに掲げる欠格要件に該当しないことを誓約します。

6. サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭

	登録申請者は、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。		
誓約事項	□ 登録を申請するサービス付き高齢者向け住宅事業が、次に掲げる基準に適合することを誓約します。		
	一 入居契約が次に掲げる基準に適合する契約であること。		
	イ 書面による契約であること。		
	ロ 居住部分が明示された契約であること。		
	ハ サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が、敷金並びに家賃等及び法第6条第1項第12号 の前払金(以下「家賃等の前払金」という。)を除くほか、権利金その他の金銭を受領しない契 約であること。		
	二 家賃等の前払金を受領する場合にあっては、当該家賃等の前払金の算定の基礎及び当該家賃等の前払金についてサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が返還債務を負うこととなる場合における当該返還債務の金額の算定方法が明示された契約であること。		
	ホ 入居者の入居後、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施 行規則(平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号)第12条第1項で定める一定の期間が経 過する日までの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合において、サー ビス付き高齢者向け住宅事業を行う者が、同条第2項で定める方法により算定される額を除 き、家賃等の前払金を返還することとなる契約であること。		
	ヘ サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が、入居者の病院への入院又は入居者の心身の 状況の変化により居住部分を変更し、又はその契約を解約することができないものであること。 ただし、当該理由が生じた後に、入居者及び登録事業者が居住部分の変更又は入居契約の 解約について合意した場合は、この限りではない。		
	二 サービス付き高齢者向け住宅の整備をしてサービス付き高齢者向け住宅事業を行う場合にあっては、当該整備に関する工事の完了前に敷金又は家賃等の前払金を受領しないものであること。		